

事務連絡
2026年1月29日

各県連・組合 殿

全国建設労働組合総連合
税金対策部

全建総連『税金特集号』の訂正について

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、1月に発行した所得計算書について、誤記があることが判明しました。
お詫び申し上げるとともに、訂正箇所2か所について下記の通りお伝えします。ご活用の際はご留意下さるよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 修正箇所

(1) 10ページ下部 扶養控除の適用範囲

誤	扶養控除の対象となる扶養親族とは、令和7年12月31日現在(年の途中で死亡した人の場合は、その死亡日)に、生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得額が 48万円以下 の人です。
正	扶養控除の対象となる扶養親族とは、令和7年12月31日現在(年の途中で死亡した人の場合は、その死亡日)に、生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得額が 58万円以下 の人です。

(2) 10~11ページ

確定申告書に対応する項目別解説の吹き出しにつきまして、矢印の指示示す位置に一部誤りがございました。正しくは添付資料の通りです。

【該当する項目】

- ④⁹復興特別所得税額、⑩申告納税額、⑪予定納税額、⑫納める税金、
⑯公的年金等以外の合計所得金額、⑰配偶者の合計所得金額、⑯延納届出額

2. 添付資料について

修正箇所を示したデータを添付いたします。併せてご確認及びご活用いただけますと幸いです。

以上